

勤労市民ニュース

平成 23 年 3 月 1 日 NO.90
編集発行 鎌倉市市民活動課勤労者福祉担当
鎌倉市小袋谷 2-14-14 レイ・ウェル鎌倉内
電話 0467-47-1771
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

仕事と子育ての両立のために

平成23年1月1日から行動計画の届出義務企業が拡大されます

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員 301 人以上企業から
従業員 101 人以上の企業に拡大されます (100 人以下の企業は努力義務です)。

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、企業は従業員数に応じて仕事と子育ての両立を図るための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出、公表、従業員への周知が義務付けられています。

行動計画とは

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るため雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たり、(1)計画期間(2)目標(3)目標達成のため対策を定めるものです。

策定メリットは

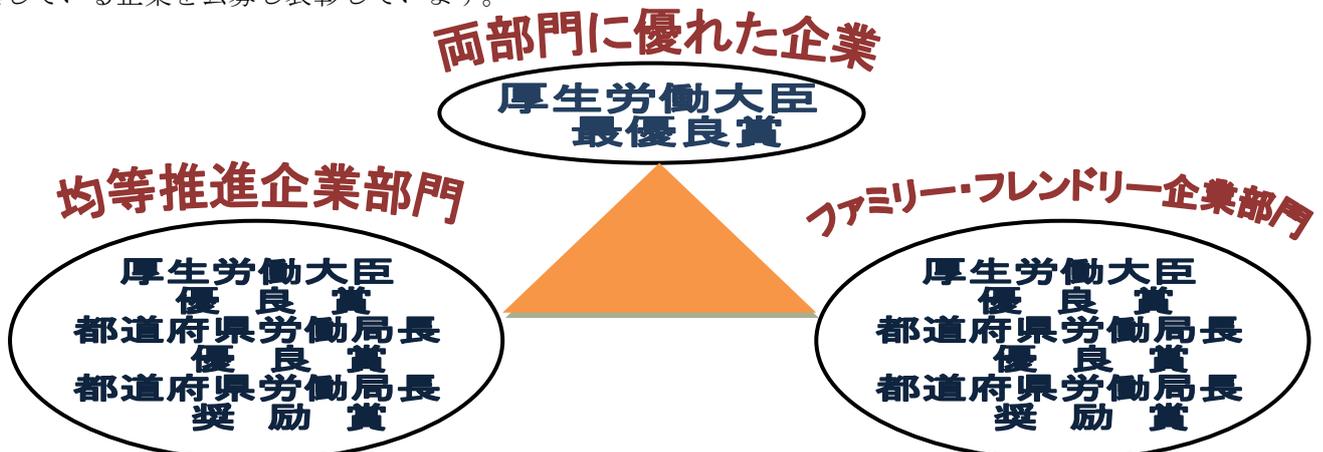
行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定企業に次世代認定マークを商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待できます。



均等・両立推進企業表彰の候補企業を公募中!!

応募期間：平成 23 年 1 月 1 日～3 月 31 日

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」(ポジティブ・アクション) および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取組を推進している企業を公募し表彰しています。



詳しくは、厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/>

必ずチェック最低賃金！

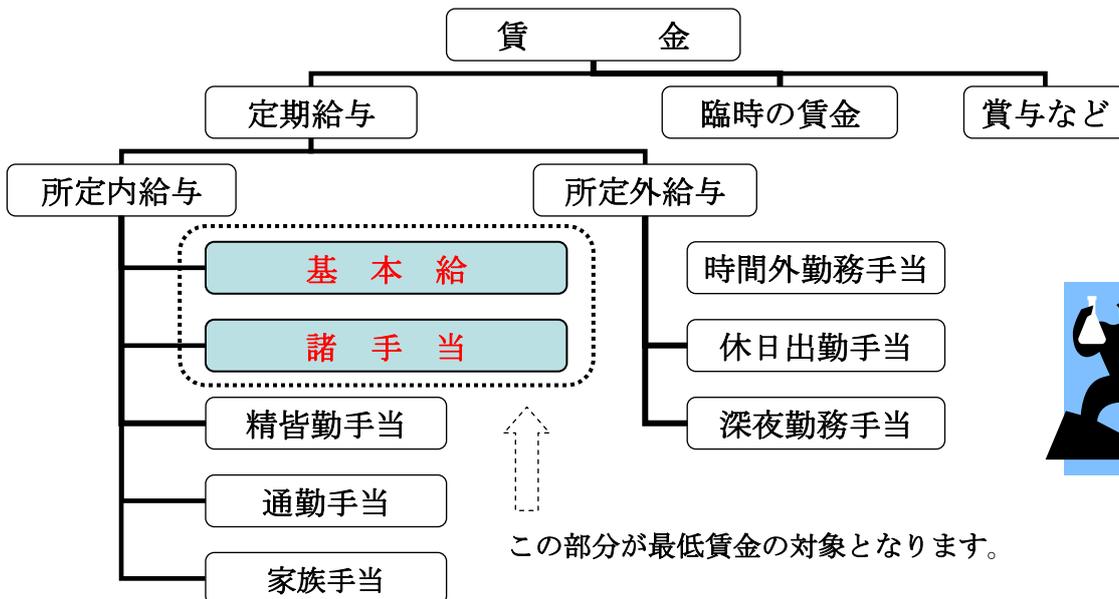
使用者も、労働者も

時間額が改正され、29円引き上げられました。

最低賃金の件名	最低賃金 (時間額)	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	818円	平成22年10月21日
特定 (産業別) 最低賃金	塗料製造業	865円
	鉄鋼業	851円
	非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	821円
	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一 般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機 械、金属加工機械製造業	844円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具製造業	836円
	輸送用機械器具製造業	839円
	自動車小売業	836円
		平成22年12月20日

*最低賃金はパートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。

最低賃金が対象としている賃金は？



計算法は？

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金と比較します。

例：月給の場合 月給額÷月の所定労働時間（月により所定労働時間が異なる場合年間平均）≥最低賃金

日給の場合 日給額÷1日の所定労働時間≥最低賃金

詳しくは厚生労働省ホームページに <http://www.mhlw.go.jp/>

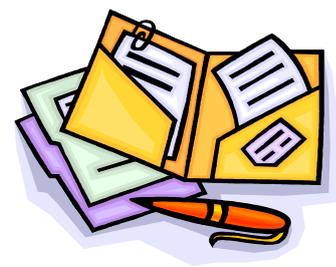
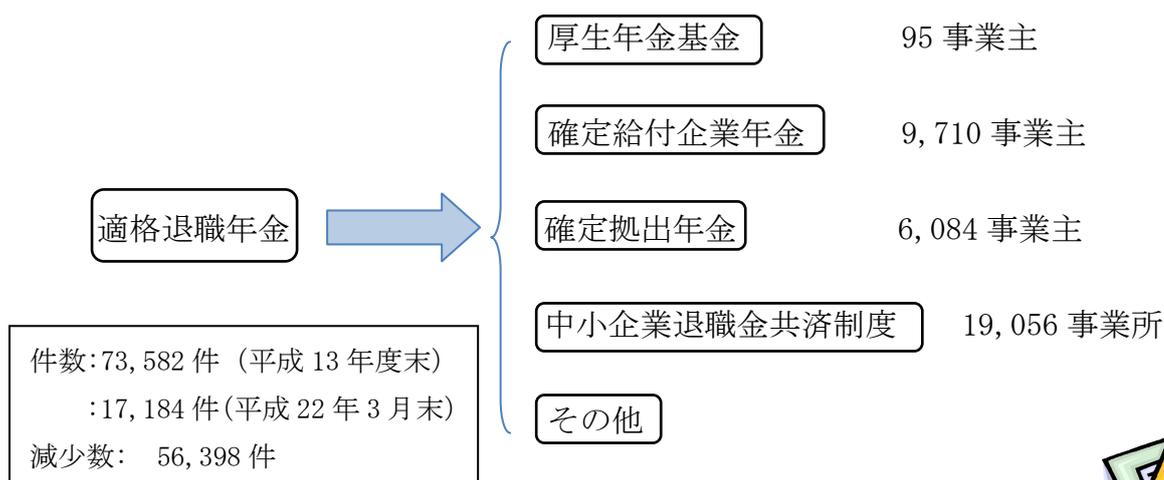
適格退職年金からの移行について

適格退職年金制度は、法人税法の規定により廃止されることが決定しており、引き続き税制上の優遇措置を受けていただくためには、廃止期限である平成 24 年 3 月 31 日までに、他の企業年金等（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金又は中小企業退職金共済）へ制度として移行し、資産移換を完了していただく必要があります。

企業年金等へ移行していただくに当たっては、制度設計、労使合意、行政の認可・承認等の手続きに 1 年半程度必要であるため、時間的猶予がありません。早急に、地方厚生（支）局や企業年金連合会、各受託金融機関（適格退職年金契約を締結している生命保険会社・信託銀行等）にご相談の上、手続きを開始いただくようお願い致します。

【適格退職年金制度から他制度への移行状況】

（厚生労働省ホームページ年金情報より 平成 22 年 3 月 31 日現在）



中小企業退職金共済制度の掛金補助

中小企業退職金共済（中退金）制度は、中小企業で働く従業員のための、国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、国から事業主に新規加入助成があります。

鎌倉市では、市内の事業主が、新たに中小企業退職金共済制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入した場合、国の助成に加え、市が掛金の一部（従業員一人当たり月額 400 円）を加入から 36 カ月間補助します。

お問合せ先 中退共本部 TEL03-3436-0151
市民活動課勤労者福祉担当 TEL0467-47-1771



街頭労働相談開催

平成23年3月24日(木)・25日(金) 13時～19時

大船駅ルミネウイング3F 正面入口横

主催：神奈川県かながわ労働センター

共催：鎌倉市・神奈川県社会保険労務士会藤沢支部



残業手当が支払われない、働き始めたら聞いていた給料よりも低かった、待遇が違った、就業規則を見直したい、パートの雇用保険はどうなっているの・・・等々、職場でお困りのことを社会保険労務士、労働センター職員が相談にのります。相談無料・秘密厳守です。

また、当日、労働手帳、ノウハウ集、その他労働関係の資料も無料配布いたします。

問合せ先：市民活動課勤労者福祉担当 TEL 0467-47-1771

レイ・ウェル鎌倉のご案内



会議・社員研修・ちょっとしたパーティーなどの会場をお探しの方、お安くご利用いただけます。定員48名の会議室から100名の集会室、412名のホール、美術工芸の造形室など、人数、用途によって選べます。平日午前9時～12時(3時間)600円の会議室からご用意があります。

また、お弁当やデリバリー、ケータリングのサービスや、液晶プロジェクター、ビデオなどの備品(一部有料)もご利用いただけます。なお、事前に団体登録が必要になります。物品販売等、用途によっては使用できない場合があります。駐車場は18台分です。

お問合せ先 (社)鎌倉市勤労者福祉サービスセンター TEL0467-47-1771

または **レイ・ウェル鎌倉** [検索](#)

毎月、レイ・ウェル鎌倉にて、各種相談を実施しております。(事前に要予約)

どうぞ、ご利用ください。【予約】(社)鎌倉市勤労者福祉サービスセンター TEL47-1771

労働相談

労働問題や年金問題に対して社会保険労務士が回答します。

日時：毎月第1・3日曜日 13時～16時

メールによる労働相談

労働問題全般にわたっての相談に社会保険労務士が回答します。

市のホームページ：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.html>

からアクセスしてください。

労働法律相談

勤労者の直面する法律問題に、弁護士がアドバイスします。

日時：毎月第2・4金曜日 13時～16時

メンタルヘルスカウンセリング

職場でのストレスに悩んでいるご本人、その同僚やご家族の相談に産業カウンセラーが応じます。

日時：毎月第2土曜日 13時～16時